

令和 6 年度庁議報告事項

第 2 2 回庁議（令和 7 年 2 月 1 8 日）

企画部企画課
健康福祉部生活援護課

【件名】

債権の放棄について

【要旨】

中野区の債権の管理に関する条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称	所管	人数 (件数)	債権額	放棄事由等
生活保護法第 6 3 条 返還金	健康福祉部 生活援護課	6 人 (8 件)	520,779 円	債務者が破産免責決定を受けたため、令和 7 年 2 月 6 日に債権放棄した。
生活保護費過払金	健康福祉部 生活援護課	17 人 (37 件)	1,813,634 円	債務者が破産免責決定を受けたため、令和 7 年 2 月 6 日に債権放棄した。
自立生活資金貸付金 返還金	健康福祉部 生活援護課	1 人 (1 件)	300,000 円	平成 22 年度に発生し、令和 5 年度に時効が完成した債権について、債務者に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和 7 年 2 月 10 日に債権放棄した。
奨学金貸付金 返還金	健康福祉部 生活援護課	2 人 (1 件)	279,000 円	平成 5 年度に発生し、令和 4 年度に時効が完成した債権について、債務者及び連帯保証人に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和 7 年 2 月 10 日に債権放棄した。

生業資金貸付金 返還金	健康福祉部 生活援護課	2 人 (1 件)	40,400 円	昭和 59 年度に発生し、平成 30 年度に時効が完成した債権について、債務者、連帯保証人及び連帯保証人の相続人が死亡し、債務者の相続人も相続放棄をしており、債務履行の請求ができないため、令和 7 年 2 月 10 日に債権放棄した。
合計		28 人 (48 件)	2,953,813 円	